

口蹄疫対策特別措置法案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、最近における口蹄疫に係る被害が深刻な状況にあり、これに対処することが緊急の課題となっていることにかんがみ、口蹄疫のまん延の防止のための特別の措置、家畜の生産者等の経営と生活の安定のための措置等について定め、もって家畜の生産、食肉、牛乳及び乳製品に係る製造、加工、流通及び販売の事業、飲食店営業等の健全な発展を図ることを目的とすること。 （第一条関係）

二 定義

この法律において「患畜」及び「疑似患畜」の意義は、それぞれ家畜伝染病予防法第二条第二項に規定する当該用語の意義によること。 （第二条関係）

第二 口蹄疫のまん延の防止のための特別の措置

一 指定区域内の車両その他の物品等の消毒

1 都道府県知事が指定する区域（2において「指定区域」という。）内に所在する車両その他の物品

の所有者は、都道府県の職員で都道府県知事が指定するもの又は都道府県知事から委託を受けた者が農林水産省令で定める基準に基づいて口蹄疫のまん延を防止するために行う要請に従い、当該物品を消毒しなければならないこと。(第三条第一項関係)

2 指定区域内にある者は、都道府県の職員で都道府県知事が指定するもの又は都道府県知事から委託を受けた者が農林水産省令で定める基準に基づいて口蹄疫のまん延を防止するために行う要請に従い、自らその身体を消毒しなければならないこと。(第三条第二項関係)

二 特定地域内に所在する対象家畜の殺処分

1 農林水産大臣は、口蹄疫が著しくまん延し、家畜伝染病予防法の規定に基づく措置のみによってはこれに十分に対処することができないと認めるときは、特定地域（口蹄疫のまん延を防止するためその地域内に所在する対象家畜（農林水産大臣が指定する種類の家畜をいい、口蹄疫の患畜及び疑似患畜となっているものを除く。以下同じ。）の全頭を殺すことが必要な地域として農林水産大臣が指定する地域をいう。）内における対象家畜の所有者に期限を定めて当該対象家畜を殺すべき旨を命ずることができること。(第四条第一項関係)

2 対象家畜の所有者若しくはその所在が知れないため1の命令をすることができない場合において緊急の必要があるとき又は1の期限までに対象家畜の所有者が対象家畜を殺さなかった場合は、農林水産大臣は、その指定する国の職員に当該対象家畜を殺させることができること。

(第四条第二項関係)

3 農林水産大臣が指定する国の職員は、1の命令に係る対象家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示することができること。

(第四条第三項関係)

三 補償

1 国は、二の1又は2の処分によって損失を受けた対象家畜の所有者（二の1により殺すべき旨を命ぜられた対象家畜については、その命令のあったときにおける当該対象家畜の所有者をいう。2において同じ。）に対し、対象家畜の生産に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補償しなければならないこと。

(第五条第一項関係)

2 国は、1の補償金については、対象家畜の所有者が迅速にその交付を受けることができるよう、対象家畜の所有者からの請求を待たずに仮払をする方法その他の政令で定める方法により交付するもの

とすること。

(第五条第二項関係)

四 対象家畜の死体の焼却等

1 対象家畜の死体の所有者は、農林水産大臣が指定する国の職員又は家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならないこと。ただし、病性鑑定又は学術研究の用に供するため農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けた場合その他政令で定める場合は、この限りでないこと。

(第六条第一項関係)

2 1の死体は、1のただし書の場合を除き、1の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならないこと。

(第六条第二項関係)

3 1により焼却し、又は埋却しなければならない死体は、農林水産大臣が指定する国の職員又は家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならないこと。

(第六条第三項関係)

4 農林水産大臣が指定する国の職員又は家畜防疫員は、1のただし書の場合を除き、口蹄疫のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、1の死体について、1の指示に代えて、自らこれを焼却し、

又は埋却することができること。

(第六条第四項関係)

五 発掘の禁止

四の1又は4により対象家畜の死体を埋却した土地は、農林水産省令で定める期間内は、掘ってはならないこと。ただし、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでないこと。

(第七条関係)

六 畜舎等の消毒

1 対象家畜又はその死体の所在した畜舎その他これに準ずる施設は、農林水産大臣が指定する国の職員又は家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、その所有者が消毒しなければならないこと。

(第八条第一項関係)

2 1の畜舎その他これに準ずる施設の所有者は、農林水産大臣が指定する国の職員又は家畜防疫員の指示があるまでは、当該施設を消毒してはならないこと。

(第八条第二項関係)

3 農林水産大臣が指定する国の職員又は家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため必要があるときは、1の施設について、1の指示に代えて、自らこれを消毒することができること。

(第八条第三項関係)

七 口蹄疫の患畜又は疑似患畜の死体の焼却等に係る特例

口蹄疫の患畜又は疑似患畜の死体の焼却又は埋却に関する家畜伝染病予防法第二十一条第一項、第三項及び第四項の規定による指示等については農林水産大臣が指定する国の職員も行うことができるものとし、同法第二十一条ただし書及び第二十四条ただし書の規定による許可については農林水産大臣も行うことができること。

(第九条関係)

八 埋却場所の確保

国及び都道府県は、国有地及び公有地の活用その他の方法により、口蹄疫の患畜若しくは疑似患畜又は対象家畜の死体を埋却するための適切な場所を確保するものとする。

(第十条関係)

九 手当金に係る特例

- 1 口蹄疫の患畜若しくは疑似患畜の死体又は口蹄疫の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の所有者（2において単に「所有者」という。）に対する家畜伝染病予防法第五十八条第一項第一号、第三号及び第五号の規定による手当金については、評価額の全額とすること。

(第十一条第一項関係)

- 2 国は、1の手当金については、所有者が迅速にその交付を受けることができるよう、所有者からの請求を待たずに仮払をする方法その他の政令で定める方法により交付するものとする。

(第十一条第二項関係)

十 費用の負担

- 1 国は、家畜伝染病予防法の規定により焼却し、又は埋却した口蹄疫の患畜又は疑似患畜の死体等の所有者に対し、焼却又は埋却に要した費用の全額を交付すること。

(第十二条第一項関係)

- 2 国は、四の1により焼却し、又は埋却した対象家畜の死体の所有者に対し、焼却又は埋却に要した費用の全額を交付すること。

(第十二条第二項関係)

- 3 都道府県知事又は家畜防疫員が家畜伝染病予防法を執行するために必要な費用のうち口蹄疫のまん延の防止に係るものに対する同法第六十条第一項第三号、第五号、第七号及び第八号並びに第二項の規定による国の費用の負担割合については、「二分の一」から「全額」に引き上げること。

(第十二条第三項関係)

4 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行するために必要な費用の全額を負担すること。

(第十二条第四項関係)

第三 家畜の生産者等の経営と生活の安定のための措置

一 国は、口蹄疫の発生により経営が不安定になっている家畜の生産者、食肉、牛乳又は乳製品に係る製造、加工、流通又は販売の事業を行う者、飲食店営業者等に対し、その経営と生活の安定を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(第十三条第一項関係)

二 一の措置は、家畜の生産者等の経営と生活の安定を図るための事業を行う目的で設置される基金を活用して講ぜられるものとし、政府は、予算の範囲内において、当該基金に充てる資金を補助することができる。

(第十三条第二項関係)

第四 雑則

一 不服申立ての制限

第二の二の1の農林水産大臣の命令並びに第二の二の3の農林水産大臣が指定する国の職員の指示及び第二の四の1又は六の1の農林水産大臣が指定する国の職員又は家畜防疫員の指示については、行政

不服審査法による不服申立てをすることができないこと。

(第十四条第一項関係)

二 管理者に対する適用

この法律中家畜、物品又は施設の所有者に関する規定（第二の三、九及び十を除く。）は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く。）があるときは、その者に対して適用すること。

(第十九条関係)

三 事務の区分

この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とすること。

(第二十条関係)

第五 罰則

一 第二の二の1の命令に違反した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処すること。

(第二十二条第一項関係)

二 第二の四の1又は3に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すること。

(第二十二條第二項關係)

三 次のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処すること。

- 1 第二の四の2、五又は六の1に違反した者
- 2 第二の二の3の指示に違反した者

(第二十二條第三項關係)

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、一から三までの違反行為をしたときは、行為者及びその法人又は人に対して一から三までの罰金刑を科すること。

(第二十二條第四項關係)

第六 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第二の二から七まで、第二の十の2、第四の一及び第五は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行すること。

(附則第一條關係)

二 この法律の失効

この法律は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失うこと。 (附則第二条関係)

三 経過措置

1 第二の九及び十の1は、平成二十二年三月二十日以後この法律の施行前に口蹄疫の患畜若しくは疑似患畜の死体又は口蹄疫の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の所有者であった者についても適用すること。 (附則第三条及び第四条関係)

2 第二の十の3は、平成二十二年三月二十日以後この法律の施行前にその発生が確認された口蹄疫に関し都道府県知事又は家畜防疫員が家畜伝染病予防法を執行するために必要な費用のうち口蹄疫のまん延の防止に係るものについても適用すること。 (附則第五条関係)

四 検討

政府は、この法律の施行の状況を勘案し、口蹄疫のまん延の防止、口蹄疫が発生した場合における家畜の所有者等に対する補償、家畜の生産者等の経営と生活の安定のための方策等について、家畜伝染病予防法の見直しを含む総合的な検討を加え、その結果に基づき平成二十五年三月三十一日までに必要な措置を講ずるものとする。 (附則第八条関係)

五 その他所要の経過措置を設けるとともに、所要の規定の整備を行うこと。